

議 事 内 容

専務理事	<p>ご案内しておりました時間となりましたので、第38回常設審議委員会を始めさせていただきます。</p> <p>さて、本日は、審議委員の総数19名に対し13名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、宮崎副会長にご挨拶をお願いします。</p>
副会長	<p>第38回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>前回、坂井会長よりお話しがあったように、坂井会長は都道府県農業会議会長会議に出席されており、本日は私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条・7件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件について、資料1により報告。)</p>
専務理事	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を宮崎副会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、多久市・小園委員と伊万里市・山口委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。</p>
議長	<p>まず、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。</p>
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用に</p>

において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地、および水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断され、第1種農地については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得る。第3種農地については許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の乗馬施設用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の事務所・倉庫用地への転用に

において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、一般国道又は県道の沿線で流通業務施設、休憩所、給油所その他のこれらに類する場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-6、〇〇〇〇申請の太陽光発電施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-7、〇〇農業委員会申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 第5条関係7件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の乗馬施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	雨水と生活排水の仕分けで、馬場に関してははどちらで仕分けされますか。
〇〇農業委員会	ふん尿対策は、おがくずと一緒に堆肥にして、処理業者に渡すことになっています。
〇 〇 委 員	周辺との調整はどうなっていますか。
〇〇農業委員会	区長さんを通して協議は済んでおります。
〇 〇 委 員	何棟建設予定ですか。
〇〇農業委員会	3棟です。
〇 〇 委 員	風向きによっては臭いの問題がありますが、3棟なら大丈夫そうですね。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それ

では、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の事務所・倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 東西は農地ですが、ここは側溝は設けてありますか。

〇〇農業委員会 東西に流れないように南に流れるように造成されると思います。

〇〇委員 南に流すとしても傾斜等が必要だと思いますが、傾斜をつけるんですか。

〇〇委員 申請地の北側と南側に側溝があります。また、東側の田も現在買い取り交渉中で、東側の道路沿いにも側溝がありますので、西側の田には流れないようにしています。

〇〇委員 西側にも側溝を入れるべきではないですか。

〇〇農業委員会 周辺の農地所有者全員から承諾を得ておりますので大丈夫かと

思われます。

〇〇委員 西側の大型車の駐車場は舗装しますよね。その場合、水や油が溜まったりすると思うんですが、段差をつけたりして対策はしますか。

〇〇委員 この会社は、今までに他の国道沿いに事業所を建てています。なので今回も大丈夫だと思います。

〇〇委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	以上、本日意見を求められた第5条関係7件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長	続きまして、次の項目に移ります。 「佐賀段階 担い手農地集約化プロジェクト(その2)」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議 長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員 一 同	(意見交換)
議 長	ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専 務 理 事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専 務 理 事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回6月17日は、午後より通常総会を予定しておりますので、10時30分からとなっております。御予定をお願いします。お疲れ様でした。

1 4 時 3 5 分